

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

市の面積357.94平方キロメートル。現市役所の位置(東経131度11分 北緯34度22分)を中心として東西に40km、南北に20kmに広がり、ほとんどが山地をもって形成され、平坦地は少ない。東に萩市、南西に下関市、南東に美祢市に接し、北は日本海に面している。当地区の山地は、下関市との境に標高691mの天井ヶ岳を最高に標高600~700mの山が連なり険しい山相を形成している。平野部は、深川川、三隅川、掛淵川を中心に広がっている。

(洪水：深川川・木屋川ハザードマップ)

深川川が概ね100年に1回程度発生するような大雨(24時間総雨量が315mmになる雨)で、氾濫した場合に想定される浸水は当会議所が立地する中心市街地において0.5m未満や0.5m~1.0m未満、湯本温泉地区でも0.5m未満や0.5m~1.0m未満の箇所が点在する。1mを超える箇所は少ないが、氾濫区域が広いことから多くの家屋が床下・床上浸水することが想定されている。

俵山温泉街を流れる木屋川は堀込河道のため、川から水が溢れることで氾濫がおこり、約30戸の床下浸水が想定される。大半は0.5m未満だが、最大1m程度になる箇所もある。木屋川は急流河川のため、洪水の流速は毎秒3.5mと非常に速く濁流が一機に押し寄せてくることが予想される。

(土砂災害：長門市土砂災害ハザードマップ)

市内では、1,655箇所(急傾斜地950箇所、土石流628箇所、地すべり77箇所)の土砂災害警戒区域及び1,505箇所(急傾斜地931箇所、土石流574箇所、地すべり0箇所)の土砂災害特別警戒区域が指定されている。特に湯本地区および俵山地区の山間地域にがけ崩れと土石流のリスクが高く、長門市の中心市街地および仙崎地区においては、比較的リスクは少ない。リスクが高いエリアには旅館業が多く集積している。

(津波：長門市津波ハザードマップ・長門市地域防災計画)

長門市のハザードマップ及び長門市地域防災計画によると、長門市内に2m以上の浸水区域はなく、当所を含む周辺施設や周辺住宅街の浸水は想定されていない。湊地区および仙崎本町、洲崎町、今浦町、白潟地区では浸水深0.01m以上~1m未満と予測されている。

(高潮：長門市高潮ハザードマップ)

長門市のハザードマップによると、深川地区では深川川沿岸の地盤の低い平野部について3m未満の浸水が想定されており、広範囲な被害が想定されている。仙崎地区では江の川沿岸で2m未満、仙崎漁港付近の人工島を含む地域で1m未満の浸水(一部では2m未満)が想定されている。

(ため池：長門市ため池ハザードマップ)

長門市のハザードマップによると当所管内に18のため池があり、そのうち西深川に2か所の危険ため池がある。ため池は山間部から平野部まで存在しているため、田地をはじめ住宅にも被害が出る可能性がある。

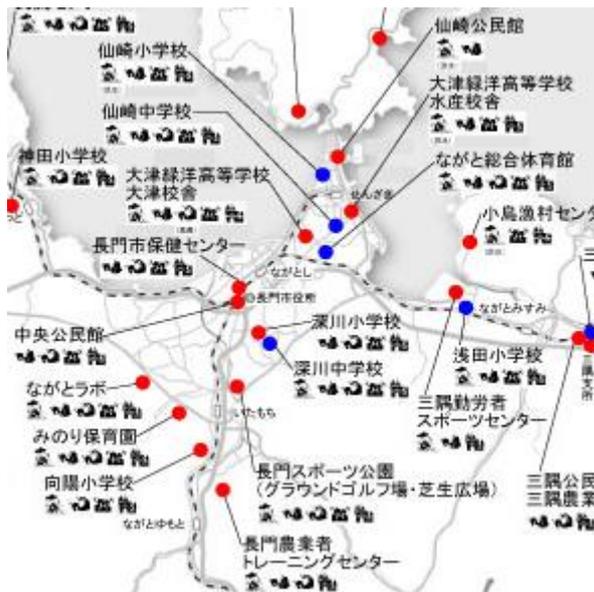
(地震：長門市地震防災マップ・長門市地域防災計画)

長門市地震防災マップ及び長門市地域防災計画によると、長門市に大きな影響を与える主要な断層のうち、渋木断層による地震規模はM6.8、菊川断層による地震規模はM7.0と設定されて

いる。渋木断層による地震の発生時には長門市では全壊棟数が381棟、半倒壊数2,448棟と想定されている。また、菊川断層による地震の発生時には長門市では全壊棟数が161棟、半倒壊443棟と想定されている。

(その他)

長門市地域防災計画によると、長門市における雪による被害については、平成12年1月の豪雪時には、沿岸・平野部で積雪量が60cmに達した。また、平成22年3月10日の暴風雪では、長門市の主要道路の交通障害が発生し、俵山・日置地区では雪害に伴う停電が発生した。渋木・俵山地区においては、特に豪雪による交通マヒ、住宅の崩壊等の発生が予測されることから、雪による災害についても注意を要する。



【避難所位置図】



(感染症)

厚生労働省の「新型インフルエンザ対策行動計画」によると、新型インフルエンザは毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することによりおよそ10年から40年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、全国的かつ急速な蔓延により当市においても多くの市民や事業者に大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況 ※長門商工会議所調べ(令和3年11月現在)

- ・ 商工業者等数 1,050人
- ・ 小規模事業者数 860人

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	卸売・小売業	273	207	市内広域に分散
	宿泊・飲食サービス業	197	187	市街地に多い
	製造業	101	92	水産加工業が多く、海側に多い
	建設業	119	100	市内広域に分散
	生活関連サービス業	88	81	市街地に多い
	その他	272	193	市内広域に分散
合計		1,050	860	

(3) これまでの取組

1) 長門市の取組

- ・長門市地域防災計画の策定
- ・防災訓練、防災講座の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・各ハザードマップの作成と更新

2) 長門商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナー等の開催
- ・損害保険への加入促進

II 課題

- ・地区内小規模事業者に災害リスクが十分に浸透していない。
- ・緊急時の取組に係る長門商工会議所と長門市の間での具体的な協力体制が整備されていない。
- ・当所には平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員がいない。また、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している。
- ・新型コロナウイルス対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性の周知が図られていない。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害や感染症のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、長門商工会議所と長門市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。特に、職員が出勤できない場合を想定して、代替業務ができるようにする。
- ・新型コロナウイルス対策において、地区内小規模事業者に対して業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止策等の周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。また、新型コロナウイルス拡大に対応するために、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リモートワーク等を含む適切な感染予防の措置を準備する。

【成果目標】

- ・事業継続力強化計画または事業継続計画の策定を支援する。(10件/5か年)
- ・自然災害等対策の啓蒙あるいは自然災害等のリスクに対応した共済保険制度の周知として関連パンフレット等を会報折込等により配布する。(年1回)
- ・地区内小規模事業者に対してセミナー等でBCPの必要性について周知する。(年1回)

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・長門商工会議所と長門市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害・感染症リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・上記のほか、常議員会等を利用し、取組の周知や、進行状況の報告を行う。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の周知徹底

- ・「長門商工会議所災害時対応マニュアル」により、全職員に災害時対応マニュアル及び事業継続計画BCPを周知・徹底し、災害時の対応を認識させる。

3) 関係団体等との連携

- ・山口県と包括協定を締結する損保会社等に専門家の派遣を依頼し、管内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーを実施する。
- ・感染症に関しては収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・長門市創業支援ネットワーク会議（構成員：長門商工会議所、長門市、ながと大津商工会、市内金融機関）において、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、長門市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。また、感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第33条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、長門市感染症対策本部の定める対応方針に沿った感染対策を行う。

1) 応急対策の実施可否の確認

①職員（嘱託、臨時職員、派遣社員を含む）等の安否確認

災害発災後、災害対策本部が設置されるまでの間、安否確認実施責任者が安否確認を実施し、確認結果のとりまとめを行う。

【安否確認方法】 事務所内・・・口頭伝達による。
事務所外・・・電話、メール・SNS 等により連絡する。
災害用伝言サービスを活用する。

②勤務可能な人数の把握

安否確認実施責任者は、災害発生後、災害対策本部が設置されるまでの間、安否確認結果をもとに勤務可能な人員の把握を行う。

③災害対策本部の設置

事象に関わらず、ある事象が発生し、人命に関わるもしくは恐れがある、または被害が拡大していく緊急状況と判断した場合は災害対策本部を設置する。なお、地震の場合は本地区に震度6以上の地震が発生した場合に設置。集中豪雨・台風等の特別警報等が発令された場合は、災害対策本部長は状況を見ながら、その都度判断するものとする。

④災害対策本部による災害関連業務各班の設置判断・指示

B C P発動の判断、対応する災害レベルの選択をし、長門市産業戦略課と連携して情報共有を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・長門商工会議所と長門市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

【豪雨災害の場合】

(発災前)

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

(発災後)

- ・大まかな被害状況を確認し、長門市災害対策本部の結果等を産業戦略課と連携して情報共有する。
- ・被害情報の確認方法
職員により現場確認（安全確保等が可能な場合のみ）
地域の各事業所から長門商工会議所への被害報告

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
-----------	--

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

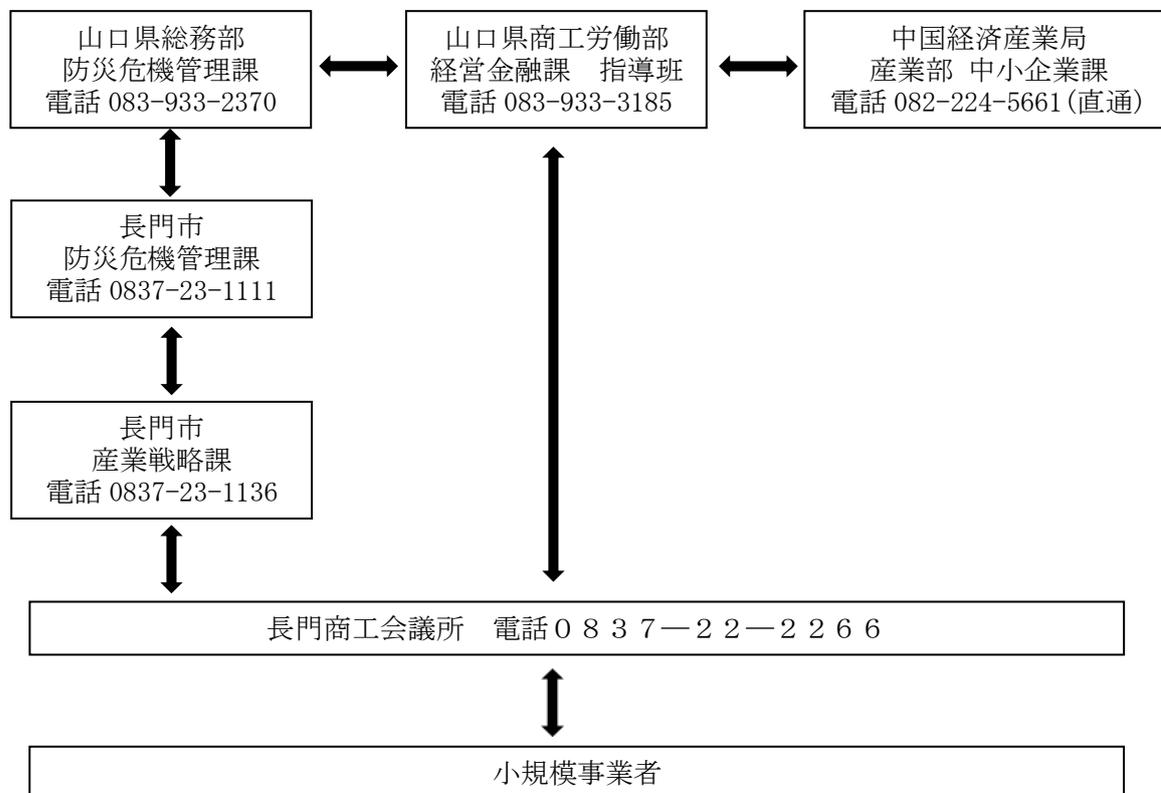
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、長門商工会議所と長門市は被害情報等を共有する。また、必要に応じて担当者と随時情報共有を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・長門商工会議所と長門市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定については、長門市の「応急危険度判定」「建物被害認定調査」「罹災証明書の発行基準」等に照らし合わせて算定する。
- ・長門商工会議所は長門市災害対策本部会議等の結果を産業戦略課を通じて共有するとともに、情報を山口県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、必要に応じて長門商工会議所と長門市が共有した情報を山口県の指定する方法にて長門商工会議所より山口県へ報告する。

※下図の流れで情報共有又は報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・長門商工会議所は相談窓口の開設について、長門市と相談する（長門商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・相談窓口は安全性が確認された場所に設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や山口県、長門市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

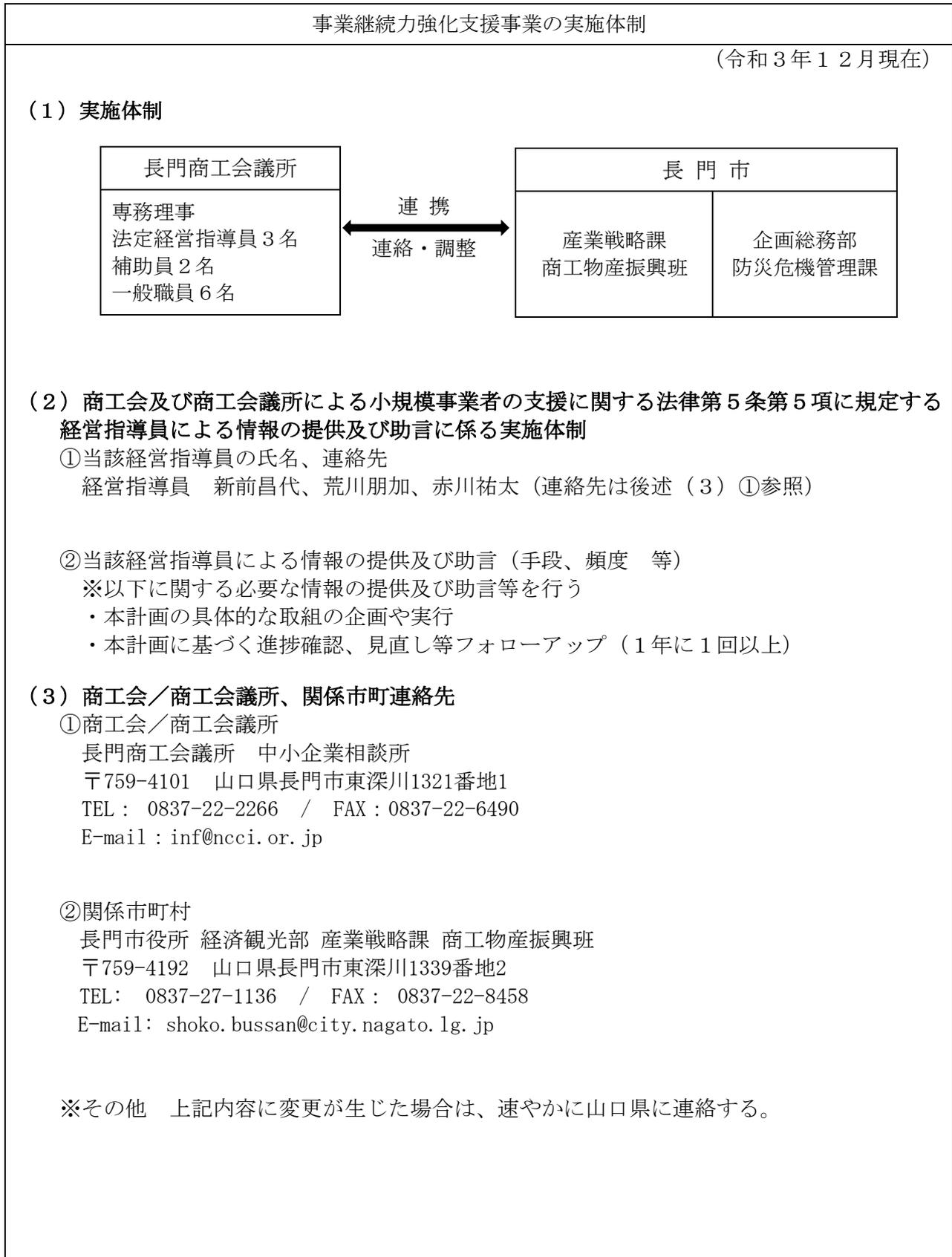
- ・長門市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・長門商工会議所は被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を山口県や山口県商工会議所連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50
・ 広報費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、長門市補助金、山口県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。